

藤沢市教育委員会定例会（3月）会議録

日 時 2007年3月20日（火）午後3時

場 所 東館2階教育委員会会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 教育長報告

- (1) 藤沢市青少年問題協議会委員の任命について

5 議 事

- (1) 議案第38号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- (2) 議案第39号 藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- (3) 議案第40号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
- (4) 議案第41号 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について
- (5) 議案第42号 藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
- (6) 議案第43号 藤沢市青少年相談センター運営審議会委員の委嘱について
- (7) 議案第44号 教育委員会事務局職員の人事異動方針について
- (8) 議案第45号 藤沢市図書館に関する規則の一部改正について

6 その他

- (1) 藤沢市青少年会館の休館日開館の承認について
- (2) 平成19年度藤沢市奨学生選考委員会結果報告について

7 閉 会

出席委員

1 番 小 野 晴 弘
2 番 鈴 木 紳一郎
3 番 開 沼 佳 子
4 番 平 岡 法 子
5 番 川 島 一 明

出席事務局職員

教育総務部長	落 合 英 雄	生涯学習部長	高 木 三 広
教育総務部参事	小 島 隆	生涯学習部担当部長	浅 木 良 一
教育総務部参事	城 田 修 治	生涯学習部参事	渡 邊 忠 雄
教育総務部参事	飯 島 広 美	生涯学習部参事	植 木 正 敏
生涯学習部参事	武 清	生涯学習部参事	熊 谷 正 明
学務課長	田 中 一 次	保健給食課長	廣 野 賢 二
学校教育課主幹	桑 山 光 生	学校教育課指導主事	吉 住 潤
学校教育課指導主事	伊 藤 吉 正		
書 記	上 野 進	書 記	松 森 裕 二

午後3時00分 開会

川島委員長

ただいまから藤沢市教育委員会3月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

川島委員長

それでは、日程に移ります。

本日の会議録に署名する委員は、1番・小野委員、3番・開沼委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川島委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・小野委員、3番・開沼委員にお願いしたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

川島委員長

続きまして前回会議録の確認ですが、あらかじめお手元に配布したとおり、了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川島委員長

それでは、このとおり了承することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小野委員

私は、議案第44号教育委員会事務局職員の人事異動方針については、人事に関する情報に該当すると思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議とするよう発議いたします。

川島委員長

ただいま、議案第44号教育委員会事務局職員の人事異動方針については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議を要請する発議がありましたので、同条第7項の規定により直ちに採決を行います。ただいまの発議に対し、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

川島委員長

賛成5名。よって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条ただし書の規定により、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、議案第44号教育委員会事務局職員の人事異動方針については、後ほど非公開での審議を行います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

川島委員長

続きまして、教育長報告を行います。

小野委員

それでは、藤沢市青少年問題協議会委員の任命につきまして、ご報告申し上げます。このことにつきましては、藤沢市青少年問題協議会委員の現委員1名に変更が生じたことに伴いまして、その残任期間となります2007年2月26日から2008年12月31日までを任期とし任命させていただいたもので、任命させていただいた方のお名前は記載のとおりでございます。

川島委員長 ただいまの教育長報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

川島委員長 次に、議事に入ります。

議案第38号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小島教育総務部参事 それでは、議案第38号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定についてをご説明いたします。

このことにつきましては、平成18年6月に学校教育法の一部が改正され、児童生徒個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度が創設され、盲学校、聾学校及び養護学校が特別支援学校に改称されました。表記規則につきましては、改正が必要な教育委員会規則を一括して改正するため制定したものでございます。

改正内容を簡単にご説明いたします。第1条 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正につきましては、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第2条第1号藤沢市教育委員会委員長に対する事務の専任等に関する規則から第7号の藤沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則の一部改正につきましては、「養護学校」を「特別支援学校」に改めるものです。

第3条 藤沢市教育文化センター規則の一部改正については、「小中養護学校長」を「小中特別支援学校長」に改めるものです。

この施行日は、平成19年4月1日です。以上で説明を終わります。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。議案第38号につきましてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川島委員長 それでは、原案どおり決定することに決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

川島委員長 次に、議案第39号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

飯島教育総務部参事 それでは、議案第39号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

この規則を提出したのは、学校教育法の一部改正に伴い、引用している用語等を整備するため、所要の改正を図るほか藤沢市立白浜養護学校高等部入学者選抜制度の変更に伴い、高等部の定員を改正する必要によるものです。改正案ですが、「養護学校」を「特別支援学校」に、「養護学校、特殊学級」を「特別支援学校、特別支援学級」に改める。第 27 条の「養護学校」は、藤沢市立の養護学校は白浜養護学校 1 校しかございませんので、27 条については「藤沢市立白浜養護学校」と改めたいと考えております。特別支援学校は、養護、盲学校を総合的に併設する学校でございます。藤沢市の白浜養護学校については、今後も現在同様、知的障害を持つ子どもたちの養護学校という形を取りますので、固有名詞については変更がありません。

第 28 条は、養護学校高等部の入試選抜の状況にかんがみ、定員を 30 人とするところを「40 人を超えない範囲で、教育委員会が別に定める。」というように改正したい。これについては、県下の養護学校高等部への入学希望者が増加の傾向にあり、平成 19 年度入学者選抜においては募集人数を上回った場合は抽選を行うという選抜方法の改正がございました。白浜養護学校については募集人員を 14 人とし、うち白浜養護学校の中等部から受験をした者について優先し、さらに外部からの受験者を療育手帳 A 取得の者に限らせていただく中で、志願者数が白浜養護学校内部で 12 名、外部から 2 名ということで合計 14 名となり、募集人員と同数でしたので、抽選を行うことなく全員入学の決定をしております。しかし、これにより平成 19 年度の高等部の生徒数は現在在籍生徒を入れまして、来年度 33 名となる予定でございます。これまで定員は規則により 30 人とされてきたところですが、現在の中学部の生徒数の推計から考えると、平成 23 年度まで高等部の生徒数が 30 人を超える見通しになってきております。したがって、このための所要の改定ということでご提案させていただきました。以上、よろしくご検討、ご決定をお願いいたします。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 39 号につきましてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

平岡委員 平成 23 年度までは 30 人を超える見通しということで、枠を広げることにしてもいろいろな意味で大変だと思います。特別学級から大勢卒業するということを考えると仕方がないと思いますが、定員枠の拡大と同時に、きめ細かな体制を整えていただくために、今までと変わった施策のお考えがありましたら教えてください。

飯島教育総務部参事 白浜養護学校は校舎の増築・改築が難しい状況にあって、一部特別教室を普通教室等に転用しながら、しかも子どもたちの教育環境を一定のレベルに保ちつつ高等部の定員を増やしていかざるを得ないという状況が

あります。白浜養護学校の教職員、教育委員会含めて施設・設備等について十分な配慮をしながら、年々で高等部の定員を決めていきたいと考えております。

平岡委員 施設設備もさることながら、手厚い教育が今までどおり、あるいは今まで以上にできるようなご配慮をお願いします。

飯島教育総務部参事 職員の配置については児童生徒数の増加に伴い、規定の人数が配慮されます。ただ重度化されている、あるいは重複障害を持っているお子さんがおりますので、今までどおり手厚い配慮をしていけるような教育環境を人的、物的につくっていききたいと考えております。

川島委員長 ほかにありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

川島委員長 それでは、議案第39号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案どおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××

川島委員長 次に、議案第40号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、及び議案第41号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正についてを一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

小島教育総務部参事 それでは、議案第40号を説明いたします。

この規則を提出したのは、学校教育法及び地方自治法の一部改正に伴い、引用している用語等を整備するため、所要の改正をする必要によるものです。第4条の学校教育課の分掌事務及び固有事務決裁表中「障害児教育」を「特別支援教育」に、また学務課の固有事務決裁表中「特殊教育就学奨励の認定」という文言については、「特別支援教育就学奨励の認定」に改める部分につきましては、学校教育法の一部改正による文言の改正です。

それから教育長の職務表中「助役」を「副市長」に改める部分につきましては、市町村の助役に変えまして、副市長を置くということにされた地方自治法161条第1項の一部改正によるものです。

別表3については、公印管守者を課等の長と規定しております藤沢市公印規則第4条第1項の規定に基づき、公印管守を「総合市民図書館主幹」から「総合市民図書館長」に改めるものです。

次に、議案第41号は地方自治法の一部改正に伴い、吏員制度を廃止すること等により、所要の改正をする必要によるものです。このことにつきましては、教育委員会事務局及び教育機関における職員の区分及び職の名称について整備する必要があるため、表記規則の一部を改正するものです。第2条は、地方自治法第172条及び173条の一部改正によるもので、職員の区分

から吏員の名称を削り、「事務職員、技術職員及び技能労務職員」としたものです。

第3条は職種名を改め、若しくは追加したものです。

第4条及び第5条は、教育委員会事務局及び教育機関における職の名称を改めたものです。

附則につきましては、この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる職種名及び職名で任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、表の右欄に掲げる職種名及び職名をもって任命されたとする経過措置を設けるためのものです。

別表第1、第2及び備考については、事務局及び教育機関における職の指揮監督者につきまして所要の改正を行ったものです。

施行日は、平成19年4月1日です。以上で説明を終わります。

川島委員長

事務局の説明が終わりました。議案第40号及び議案第41号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川島委員長

それでは、議案第40号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、及び議案第41号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正については、原案どおり決定いたします。

XX

川島委員長

次に、議案第42号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

渡辺生涯学習部参事

それでは、議案第42号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、藤沢市公民館条例施行規則第8条第1項第1号の規則で定める団体について、現行では市内在住、在勤、在学で団体を構成し、なおかつ半数以上が市内在住であることを規定しており、何らかの形で藤沢市にかかわりのある者で組織することとしております。したがって、現規則においては在勤、在学でない一般の市外の方については排除する、利用できない規定となっております。今回の改正に至った経過としては、市境の団体やサークル自体も広域化してきており、また近隣の市町においても市外の方の参加を一定のルールの中で認めている。あるいは本市のスポーツ施設、青少年施設、図書館施設においても市外の参加を認めていることから、他施設との整合性を図るため、今回の改正に至ったものです。改正では「在勤、在学」を外し、市民が半数以上いれば利用できるように利用枠の拡大を図ったものです。

施行日は、平成 19 年 4 月 1 日からとし、施行日以前の団体登録につきましては、4 月 1 日以前でもこの規則を受けて受付ができるという規定にいたしました。以上で説明を終わります。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 4 2 号につきましてご意見・ご質問がありましたらお願いします。

第 8 条の（１）の訂正部分だが、現行部分を訂正して表記するのが普通だと思うが、規則でそうなっているのですか。

渡辺生涯学習部参事 改正の手法として、こういった形の方がわかりやすいのではないかと
いうことで修正しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

川島委員長 このまま載せてしまうと、旧のものも載ってしまう感じがしないでもない
ので、その辺り事務的にお願いします。

ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川島委員長 それでは、議案第 4 2 号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正については、
原案どおり決定いたします。

×××

川島委員長 次に、議案第 4 3 号藤沢市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱に
ついてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事 議案第 4 3 号藤沢市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱につ
いて、ご説明いたします。

本件につきましては、青少年相談センター運営協議会委員に欠員が生じた
ため、青少年相談センター運営規則第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、残任
期間にかかる委員をお願いするものです。氏名等は記載のとおりです。任期
は 2007 年 3 月 21 日から 2007 年 9 月 30 日までです。以上、よろしくお願
いします。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 4 3 号につきましてご意見・ご質問
がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川島委員長 それでは、議案第 4 3 号藤沢市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱
については、原案どおり決定いたします。

×××

川島委員長 次に、議案第 4 5 号藤沢市図書館に関する規則の一部改正についてを上程
いたします。事務局の説明を求めます。

武生涯学習部参事 議案第 4 5 号藤沢市図書館に関する規則の一部改正についてをご説明

いたします。

この規則を提出したのは、市民サービスの向上を図るため開館日の拡大及び図書館資料の貸出冊数・貸出期間を変更する必要があるものです。改正の1つは、第5条で現行では総合市民図書館、南、辻堂、湘南大庭、分館、市民図書室すべて月曜日が休館日となっておりますが、月曜日も使いたいという市民要望、また県、国の市民の需要にこたえるようにという要請がありまして、当面は総合図書館を月曜日開館することにいたしました。総合図書館が月曜日開館となりますと、施設のメンテナンス、研修、資料の整備等の必要がありますので、毎月第2、第4水曜日を休館日とするものです。(2)の「分室」は、現行の市民図書室を言葉の整合性を図るために改めたものです。

改正の2つ目は、資料の貸出に関する規則の変更です。従来の資料及び視聴覚機材の貸出の点数は、図書、雑誌含めて6冊以内を10冊以内に改める。またカセットテープ、CD等の録音資料は3点以内を5点以内に、一般用ビデオテープはDVDも入れて「一般用映像資料」と名称を変更し、1人1点から2点に変更いたしました。貸出期間についても図書・雑誌資料と同様に15日間とし、サービスを拡大いたしました。この規則の施行は6月1日からと考えております。以上で説明を終わります。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。議案第45号につきましてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

鈴木委員 一般用映像資料が2点以内・15日間になると、借りたいときに借りられない方が増えるというようなことはないですか

武生涯学習部参事 確かに貸出点数と期間というのは一長一短がありますが、現行規則は20年前の総合図書館オープンからのもので、その当時は点数も少なく、ビデオテープは数百点であったので、なるべく多くの人に行き渡るようにということで1点・8日間となったのですが、その後資料の整備によりまして、映像資料だけでも数千点となったことから、変更してもそれほど影響はないと思っております。

鈴木委員 6月1日から施行というのは、4月1日からでは間にあわないということですか。

武生涯学習部参事 月曜日開館には、人件費等予算が伴うということでの折衝や市民に対するPR、パソコンの整備等がありますので、可能な限り前倒しをい行い6月1日といたしました。

川島委員長 市民へのPRはどのような方法で行うのですか。

武生涯学習部参事 図書館だよりも製作しておりますし、一番有効だと思われるのは広報ふじさわ5月10日号でお知らせしたいということで、現在準備をしております。

ます。

川島委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川島委員長

それでは、議案第45号藤沢市図書館に関する規則の一部改正については、原案どおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

川島委員長

その他に移ります。

(1) 藤沢市青少年会館の休館日開館の承認について、事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事

藤沢市青少年会館は指定管理者制度のもとに、現在、藤沢市青少年協会が管理運営を行っておりますが、青少年協会からの投げかけにより、休館日の開館及び供用時間の変更について依頼があったことに伴うものです。内容的には19年度中という期間の設定、それから月曜日の休館日を第3月曜日とし、これ以外は開館をしていく。その日が祝日等の場合はその翌日とする。それから月曜開館の供用時間については、午前9時から午後5時までとしたいというものです。市の方でも昨年、期間を限定して夏休みと冬休みにフリースペースの開放を行い、より機能を発揮できるよう模索いたしました。青少年の利用の利便性を高めることから19年度承認をした上で施行したいと考えております。

川島委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小野委員

承認期間を1年間に限ったことについては、まだ試みの期間という意味ですか。

植木生涯学習部参事

現指定管理者制度での期間である3年間というのが19年度末となっておりますので、その期間と重ねております。

川島委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、この件は了承することといたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××

川島委員長

(2) 平成19年度藤沢市奨学生選考委員会結果報告について、事務局の説明を求めます。

飯島教育総務部参事

平成19年度藤沢市奨学生選考委員会結果報告ですが、選考委員は市民代表委員2名、中学校全校長委員18名(当日1名欠席)、小学校校長代表委員1名、合計21名で選考いたしました。審議等の概要は、本年度申請者244名で、選考基準に基づき厳正かつ公平な審議が行われ、100名の採用者と補欠採用者10名を決定いたしました。

本年度は選考基準にあります家庭の状況、経済的理由により本人の進学に支障がある、学業成績が良好であることについて審議をしております。この2つの条件を満たすものとして選考対象者182名にいたしました。その182名の中から採用者100名、補欠採用者10名を決定しております。採用率は申請者に対しては41%、選考対象者に対しては54.9%です。来年度の奨学金給付月額額は9,500円となっております。説明は以上です。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いします。

小野委員 申請者が減った理由と採用者100人はぎりぎりのところで選んだと思うが、その事例を紹介してください。

吉住学校教育課指導主事 申請者は昨年に比べ増加しております。ぎりぎりのところで採用することについては、成績要件と所得要件をかみ合わせながら、最後は個人の状況等を把握しながら決定いたしました。今年度の申請者は244名ですが、今年は所得と成績で選考対象者を絞り、182名にいたしました。割合から見ますと申請してくる子どもの状況は、例年とそう大きく変わっていないと思いますが、申請者全体が増えたということは確かです。

小野委員 表中の18年度の欄を見てしまいました。ありがとうございました。申請者が増えたということは、所得が少なくて高校へ進学することが難しいということ、あるいは奨学生制度があるから、とにかく申し込んでおこうという子どもが増えたのか、その辺はどうですか。

飯島教育総務部参事 選考基準の大まかなところですが、所得については生活保護世帯の標準的な所得を考えております。家族の構成等によって生活保護の基準が違いますので、微調整をしながら行いまして、保護世帯の基準を超える所得でも申請をしてきた方については、今回は基準外としております。

それから5段階の到達度評価ということになっておりますので、学業成績が良好ということであれば、おおむね3程度ということですので、今回は9教科合計が20以下のお子さんについて基準外ということで、第1次の選考を行いました。そういった結果として、表にあらわれているような選考対象者として182名が選ばれたということでもあります。したがって、経済的な状況を反映されていると同時に、奨学生制度があるので該当するかもしれないということで応募してきた方もいらっしゃるという状況です。

川島委員長 生活困窮度とか成績度が高いというランキングで選考したのですか。

飯島教育総務部参事 選考の資料につきましては、所得水準の低い方から順に記載しております。その横に調査書に書かれる9教科の合計が書かれている。それから欠席日数が書かれている一覧がございます。名前だけが削除されていて、

その中で標準の所得よりマイナス 200 万円までのレベルで、例えば 9 教科の合計が 27 以上というような基準を幾つかつくりながら、100 名になるまで選考を続けていくということでございます。その年々によって所得の水準が上下をしたり、成績の基準が変わったりいたしますけれども、困窮の度合いで、しかも成績のよい子というようなバランスの中で総合的な結果の選考となっております。

川島委員長 選考の仕方は毎年変わるのか。それとも奨学生制度選考委員会で決定されるのか。

飯島教育総務部参事 委員の方々が年々で変わってきますので、基本的なおさえとしてはマイナス 200 万円、それから 9 教科合計が 27、オール 3 平均というようなところから始めまして、所得をどこまで押さえるのかということです。最後の 5 名とか 3 名になってきますと、所得を優先するのか、成績を優先するのかということで、年々でそのあたりは違いがあります。それから補欠についての考え方としては、今年度の補欠については今まで選考から漏れたけれども、所得はちょっと高いけれども、成績のいい者からという選び方をしています。その補欠の部分と最後の 5 名とかという部分で、年々で委員の意見が分かれて決まるという形になっております。

川島委員長 厳正・公正に基準をつくっていると思いますので、よろしく願います。

ほかにありませんか。

ないようですので、この件は了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

川島委員長 以上で、本日予定いたしました公開での審議案件はすべて終了いたしました。

次回の定例会の期日を決めたいと思います。4 月 13 日(金)午後 3 時から、場所は東館 2 階教育委員会会議室において開催することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川島委員長 それでは、次回定例会は 4 月 13 日(金)午後 3 時から。場所は東館 2 階教育委員会会議室において開催いたします。

以上で、公開による審議を終了いたします。

午後 3 時 50 分 休憩

この会議の結果を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員